

【障がい者割引制度の案内】

「障がい者の方が自ら運転する場合」または「重度の障がい者の方もしくは重度の知的障がい者の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。

区分	対象となる方
障がい者ご本人が運転される場合	障がい者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。
障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗される場合	障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい(※)をお持ちの方が対象になります。 (15才未満の重度の障がい者の方について、その保護者の方が代わって障がい者手帳の交付を受けている場合は、障がい者ご本人が乗車されていない場合、割引の対象にはなりません。)

※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲。

【第1種身体障がい者とは】

障害種別		第1種身体障害者
視覚障害		1級から3級及び4級の1
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2級及び3級
	平衡機能障害	—
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		—
肢体不自由	上肢	1級、2級の1及び2級の2
	下肢	1級、2級及び3級の1
	体幹	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能
移動機能		1級から3級
心臓、じん臓 若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害	1級、3級及び4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害	1級から4級

【割引の要件】

障がい者割引の対象自動車については、1. 台数、2. 車種、3. 適用方法があり、1～3すべての要件を満たす必要があります。

1. 台数について

- 障がい者の方お一人につき1台が対象となります。

2. 車種要件について

(自動車検査証の「自家用・事業用の別適否」、「用途」、「車体の形状」欄記載事項)

自動車検査証の「自家用・事業用の別適否」欄に「自家用」と記載されているもののうち、

- 乗用自動車の場合**：自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象になります）。
- 貨物自動車の場合**：自動車検査証の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの、又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの。
- 特種用途自動車の場合**：自動車検査証の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障がい者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定

員が10人以下のもの。

- ・ **二輪自動車の場合**：総排気量が125ccを超えるもの。
 - ・ **レンタカーの場合**：貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。
- ※ 介護・福祉タクシー、一般タクシーの場合は、「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されているもののうち、道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る乗用自動車(軽自動車も対象)、特種用途自動車。

3. 適用方法について

障がい者ご本人が運転される場合または、障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が同乗される場合に限り、料金所入場時に使用料金を支払う際、料金所係員に障がい者手帳又は療育手帳、障害者手帳アプリを提示することで割引適用とさせていただきます。

4. 対象とならない自動車

- ・ 「2.車種要件について」及び「3.適用方法について」を同時に満たさないもの。
- ・ マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下で、車両総重量8,000kg未満のバス型自動車。)
- ・ 大型貨物・大型バス(車両総重量8,000kg以上のもの、または最大積載量が5,000kg以上のもの。)
- ・ 外見上営業のために使用していることが明らかであるものや福祉施設、介護施設などが使用する自動車。

【割引額について】

通常料金の半額となります。割引後の使用料金の額に端数が生じる場合は、お支払い額を10円単位で切り上げさせていただきます。本割引の適用を受ける場合、他の割引とは併用できません。